新	具	備考
	IH	加力
貿易一般保険(個別)手続細則	貿易一般保険(個別)手続細則	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031	
十成29年4月1日 17 前度 - 00031 沿革 平成29年6月13日 一部改正	十成29年4月1日 17 - 制度 - 00031	
<u>石事 平成29年0月13日 ──前以正</u>		
貿易一般保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00001。以下「約款」	 貿易一般保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00001。以下「約款」	
という。)に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項について	という。)に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項について	
は、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険	は、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険	
の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各	の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各	
手続細則によるものとする。	手続細則によるものとする。	
1 WPM M M C 4 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 かい	
第1条 (略)	第1条 (略)	
N. 12/2 /24/	No. 194	
(申込み)	(申込み)	
第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易	第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易	
契約又は技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)の締結日(契約	契約又は技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)の締結日(契約	
発効条件付きの場合は発効日)以降、船積日から起算して5営業日を経	発効条件付きの場合は発効日) <u>から1月以内であって</u> 、船積 <u>の前</u> 日まで	
過する日までかつ技術提供開始日から起算して5営業日を経過する日	かつ技術提供開始の前日まで(ただし、貿易一般保険運用規程(平成29	
まで(ただし、貿易一般保険運用規程(平成29年4月1日 17 - 制度 -	年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。)第1条第20	
00045。以下「運用規程」という。)第1条第20号に規定するストックセ	号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定	
ールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日以	める輸出契約の締結日から1月以内であって、貨物を引き渡す日の前日	
降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで)に別紙	まで)に別紙様式第1-1、別紙様式第1-2又は別紙様式第1-3に	
様式第1-1、別紙様式第1-2又は別紙様式第1-3による貿易一般	よる貿易一般保険申込書(以下「申込書」という。)に輸出契約等を証	
保険申込書(以下「申込書」という。)に輸出契約等を証する書類の写	する書類の写し(別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。)	
し (別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。) を添付し、日	を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店(技術提供契約又は知的財	
本貿易保険の本店又は大阪支店(技術提供契約又は知的財産権等特約	産権等特約(輸出契約又は仲介貿易契約)を付す案件にあっては本店に	
(輸出契約又は仲介貿易契約)を付す案件にあっては本店に限り、前条	限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を	
の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した	提出した方に限る。以下「本店等」という。)に提出(提出部数につい	
方に限る。以下「本店等」という。) に提出(提出部数については、別	ては、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。) するものとする。た	
表1に掲げるとおりとする。以下同じ。) するものとする。ただし、日	だし、日本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたと	
本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたときは、申	きは、申込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場	

	貿易一般保険(個別)	-
新	旧	備考
込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合におい	合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金	
て、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは	若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の	
賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価(以下	対価(以下「代金等」という。)が2以上の通貨で決済される場合、貨	
「代金等」という。)が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地	物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に	
が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役	付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている	
務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保	場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。	
険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。		
2 (略)	2 (略)	
第3条~第5条 (略)	第3条~第5条 (略)	
(保険契約の訂正等)	(保険契約の訂正等)	
第6条 保険契約者は、申込み又は内容変更等の通知の内容を訂正しよう	第6条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするとき	
とするときは、原則として内容変更等通知期限までに、別紙様式第2-	は、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2-3又は第2-4による	
3又は第2-4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要	貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類(別紙様	
性を証する書類(別紙様式第2-4により申請を行う場合に限る。)を	式第2-4により申請を行う場合に限る。)を添付し、本店等に提出す	
添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂	るものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の	
正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該	提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するもの	
追加書類を提出するものとする。	とする。	
第7条~第22条 (略)	第7条~第22条 (略)	
(回収に要した費用の負担)	(回収に要した費用の負担)	
第23条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保	第23条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保	
険に申請する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担申請	険に請求する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担請求	
書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを	書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを	
負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日	負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日	
から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出す	から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出す	
るものとする。	るものとする。	
2 (略)	2 (略)	

貿易一般保険(個別)手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
第24条~第28条 (略)	第24条~第28条 (略)	
附 <u>則</u> この改正は、平成29年6月30日から実施する。		
別表1~別表6 (略)	別表1~別表6 (略)	